

○埼玉県立精神保健福祉センター条例

平成十三年十二月二十八日条例第八十四号

改正

- 平成一八年 三月二八日条例第四一号
- 平成一八年 七月一一日条例第四九号
- 平成一八年 九月二九日条例第五五号
- 平成二〇年 三月二五日条例第一六号
- 平成二二年 三月三〇日条例第一三号
- 平成二三年 三月一八日条例第一九号
- 平成二三年 九月 九日条例第四七号
- 平成二四年 三月二七日条例第一一号
- 平成二五年 三月二九日条例第一七号
- 平成二五年 三月二九日条例第二九号
- 平成二六年 三月二七日条例第二号
- 平成三一年 三月一九日条例第二号
- 令和 二年 三月三十一日条例第一二号
- 令和 二年一二月二二日条例第五一号
- 令和 五年 三月三十一日条例第二二号

埼玉県立精神保健福祉センター条例をここに公布する。

埼玉県立精神保健福祉センター条例

（設置）

- 第一条 本県における精神保健福祉を推進する中核的な施設として、埼玉県立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）を北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二に設置する。
- 2 センターは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する埼玉県立精神医療センターと一体的な運営を行うことにより、県民の精神保健の向上並びに精神障害者の福祉の増進及び医療の充実を図るものとする。
- 3 センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づく精神保健福祉センターとする。
- 4 センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する自立訓練及び当該自立訓練の利用者に利用されていない居室を利用して行う同条第八項に規定する短期入所を行う施設（以下「自立訓練施設」という。）とする。
- 5 センターは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とする。

（業務）

- 第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。
- 一 法第六条第二項各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 精神障害者の社会復帰を促進するために必要な事業に関すること。
 - 三 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（定員）

第三条 自立訓練施設の定員は、二十人とする。

（利用）

第四条 自立訓練施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより知事の承認を受けなければならない。

（退去）

第五条 知事は、自立訓練施設を利用している者が自立訓練施設内の秩序を著しく乱したとき、又はこの条例に基づく規則若しくは当該規則に基づく命令に違反したときは、退去を命ずることができる。

（使用料）

第六条 センターにおいては、自立訓練施設を利用した者は別表第一に定めるところにより、医療等の提供を受けた者は別表第一の二に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

（手数料）

第七条 センターにおいて診断書等の交付を受けようとする者は、別表第二に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

（使用料等の減免）

第八条 知事は、特別な理由があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の還付）

第九条 既に納めた使用料及び手数料は還付しない。ただし、知事が、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

- 第十条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。
- 一 第二条第二号及び第三号に掲げる業務のうち自立訓練施設に係る業務
 - 二 自立訓練施設の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。))の維持管理に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。))を行う場合における第四条及び第五条(この条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反した場合に限る。))の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
(指定管理者の指定の手続)
- 第十一条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。
- 2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。
- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うことができること。
 - 二 自立訓練施設の設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うことができること。
 - 三 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
 - 四 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- (指定管理者の公表等)
- 第十二条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。
- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。
(管理の基準等)
- 第十三条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。
- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うこと。
 - 二 自立訓練施設の施設の維持管理を適正に行うこと。
 - 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
 - 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、自立訓練施設の管理の適正を期するため必要な事項
- (指定の取消し等)
- 第十四条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
 - 二 第十一条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。
- 3 第十二条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。
(指定管理者による施設の現状変更等)
- 第十五条 指定管理者は、自立訓練施設の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。
(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)
- 第十六条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に自立訓練施設の利用に係る料金(次項及び次条において「利用料金」という。))を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第一に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。
(利用料金の納付等)
- 第十七条 自立訓練施設を利用した者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第六条の規定は、適用しない。
- 2 第八条及び第九条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第八条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は手数料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第九条中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と、「知事」とあるのは「指定管理者」とする。
(委任)
- 第十八条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「埼玉県総合リハビリテーションセンター」の下に「及び埼玉県立精神保健福祉センター」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第三号中「精神保健総合センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

附 則(平成十八年三月二十八日条例第四十一号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年七月十一日条例第四十九号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成十八年九月二十九日条例第五十五号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成二十年三月二十五日条例第十六号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十二年三月三十日条例第十三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年三月十八日条例第十九号)

この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則(平成二十三年九月九日条例第四十七号)

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(第一号において「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 平成二十三年十月一日又は施行日のいずれか遅い日

二 第三条、第五条及び第七条の規定 平成二十四年四月一日

附 則(平成二十四年三月二十七日条例第十一号抄)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日条例第十七号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日条例第二十九号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条から第四条まで及び第七条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(令和二年三月三十一日条例第十二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の埼玉県立精神保健福祉センター条例(以下「新条例」という。)第十条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第十条第一項、第十一条及び第十二条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日から指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県立精神保健福祉センター条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした承認その他の行為(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は知事に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 4 施行日後に指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせるときは、当該管理を開始する日前に旧条例又は新条例の規定により知事がした承認その他の行為(当該管理を開始する日以後の利用に係るものに限る。)又は知事に対してされた申請その他の行為(当該管理を開始する日

以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則(令和二年十二月二十二日条例第五十一号)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(埼玉県職員定数条例の一部改正)

3 埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

5 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(埼玉県行政手続条例等の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「、病院事業管理者」を削る。

一 埼玉県行政手続条例(平成七年埼玉県条例第六十五号)第二条第五号

二 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第二条第一項及び第二十条

三 埼玉県子どもの権利擁護委員会条例(平成十四年埼玉県条例第二十四号)第二条第二項

四 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年埼玉県条例第十一号)第二条第三号及び第四号

五 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)第二条第一項

六 埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号)第八条第一項

七 埼玉県債権の適正な管理に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第四号)第四条第一項

(埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

7 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(知事等の給与等の特例に関する条例の一部改正)

8 知事等の給与等の特例に関する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和五年三月三十一日条例第二十二号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第六条、第十六条関係）

区分	金額
自立訓練及び短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項に規定する特定費用として知事が別に定める額の合計額
寝具	一組一日につき 四一〇円

別表第一の二(第六条関係)

区分	金額
診療及び検査	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第四百九条において準用する場合を含む。)の規定による定め又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額。ただし、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の適用を受けるものについては、厚生労働省労働基準局長が定めるところにより算定する。
身体検査(試験検査を除く。)	診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において知事が別に定める額
ツベルクリン反応検査及び予防接種	診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において知事が別に定める額
消毒	容積三、〇〇〇立方センチメートルまでごとにつき 五〇円

別表第二（第七条関係）

区分	金額	
診断書		
普通の診断書	一通につき	一、五五〇円
特別の診断書	一通につき	四、六七〇円
年金、恩給等の請求又は受給に要する診断書その他特に複雑なもの		
死亡診断書	一通につき	三、三〇〇円
生命保険の請求又は受給に要する死亡診断書	一通につき	四、六七〇円
簡易生命保険の請求又は受給に要するものを除く。		
身体検査書	一通につき	一、五五〇円
死体検案書（検案料を含む。）	一通につき	八、八〇〇円
	二通目から一通につき	一、五五〇円
証明書	一通につき	一、五五〇円
